

令和3年(行コ)第4号 発電所運転停止命令義務付け請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審被告) 国(処分行政庁:原子力規制委員会)

被控訴人(一審原告) X 1 ほか

控訴人(一審原告) X 5 1 ほか

参加人 関西電力株式会社

## 証 拠 説 明 書 (4)

令和4年2月7日

大阪高等裁判所第6民事部CE係 御中

一審被告訴訟代理人 熊谷明彦

一審被告指定代理人 石垣智子

鈴木和孝

原啓晋

寺田太郎

田原慎士

竹内友紀子

大平直美

佐々木俊介

川 村 聖  
寺 部 敦  
布 目 武  
田 中 浩 司  
澤 口 舜  
市 本 芳 宏  
坂 手 立  
浅 野 優 介  
布 村 希 志 子  
鶴 園 孝 夫  
小 林 勝  
柴 田 延 明  
渕 田 祐 介  
前 澤 い ず み  
山 内 萌  
坂 上 陽  
栗 田 旭

大 城 朝 久  
仲 村 淳 一  
後 藤 堯 人  
藤 田 悟 郎  
上 村 香 織  
吉 田 匡 志  
田 上 雅 彦  
小 林 源 裕  
小 久 保 舞  
村 田 太 一  
村 川 正 徳  
田 口 達 也  
澤 田 智 宏  
大 野 佳 史  
大 浅 田 薫  
井 藤 志 暢

略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者等)	原 ・ 写	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙第276号証	意見書  (京都大学防災研究所 特任教授 川瀬博)	原	R4. 1. 28	川瀬氏が、原判決において、ばらつきの考慮について、「他の震源特性パラメータの設定に当たり、上記のような方法（引用者注：地震モーメントの標準偏差分の加味等）で地震モーメントを設定するのと同視し得るような考慮など、相応の合理性を有する考慮がされていけば足りるものと考えられる。」と判示されたことを踏まえ、原子力規制委員会の審査では、個々の「不確かさ」考慮による地震動への影響度合いを定量的に確認するという事までは行っていないと思われるものの、参加人が算出した地震動評価における「不確かさ」考慮によって確保された保守性の程度を定量的に確認することとしたこと、その結果、参加人が基準地震動に設定した複数の「不確かさ」の考慮によって、入倉・三宅式に認められる地震モーメント $M_0$ のばらつき程度の地震動への

				影響分を優に超える保守性がある ことが定量的にも確認されたこと
乙第277号証	資料の提供について(依頼) (原子力規制庁長官官 房参事官 布村希志子)	写	R3. 6. 17	川瀬氏が乙第276号証の意見書を作成するに当たり、原子力規制庁が、参加人に対して大飯発電所の基準地震動策定における「FO-A～FO-B～熊川断層」の地震動評価に関する資料の提供を依頼したこと
乙第278号証	資料の提供について (関西電力株式会社総 務室法務部長 紺矢洋 史)	写	R3. 7. 1	参加人が、原子力規制庁から乙第277号証による資料提供依頼を受け、大飯発電所の基準地震動策定における「FO-A～FO-B～熊川断層」の地震動評価に関する資料を提供したこと
乙第279号証	大飯発電所基準地震動 S s に考慮した不確か さによる地震動への影 響検討 (関西電力株式会社)	写	同上	参加人が乙第278証において提供 した左記資料の内容